

# 「各種事務事業の取扱い」

## 22 下水道分科会

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
414	010104	下水道使用料（農業集落排水事業を含む）		合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。
415	010109	下水道受益者負担金の額		現行どおり	現行どおりとする。
416	010110-1	下水道受益者負担金の規定	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。
417	010115-1	処理区域外の下水排除制度(工事負担金) (農業集落排水事業を含む)		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
418	010115-2	処理区域外の下水排除制度(公共汚水ます) (農業集落排水事業を含む)		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
419	010112	水洗便所設備改造等工事資金融資制度 (農業集落排水事業を含む)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

414

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
22 下水道	01 公共下水道管理	01 公共下水道管理	04 下水道使用料 (農業集落排水事業を含む)

長岡市	中之島町	越路町	寺泊町																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 8m<sup>3</sup>まで</td> <td>656円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>82円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金 40m<sup>3</sup>まで</td> <td>126円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1m<sup>3</sup>につき) 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>148円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>まで</td> <td>169円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>190円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 2,710円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 297円/㎡</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 8m <sup>3</sup> まで	656円		10m <sup>3</sup> まで	82円		超過料金 40m <sup>3</sup> まで	126円		(1m <sup>3</sup> につき) 100m <sup>3</sup> まで	148円		500m <sup>3</sup> まで	169円		500m <sup>3</sup> 超	190円		・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 2,710円			2 一時使用汚水分 297円/㎡			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>まで</td> <td>180円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金 500m<sup>3</sup>超</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1m<sup>3</sup>につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※農業集落排水事業はなし。</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,800円		500m <sup>3</sup> まで	180円		超過料金 500m <sup>3</sup> 超	200円		(1m <sup>3</sup> につき)			・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円			2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ			※農業集落排水事業はなし。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40m<sup>3</sup>まで</td> <td>155円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>150円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1m<sup>3</sup>につき) 500m<sup>3</sup>まで</td> <td>145円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>140円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 3,925円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,600円		40m <sup>3</sup> まで	155円		超過料金 100m <sup>3</sup> まで	150円		(1m <sup>3</sup> につき) 500m <sup>3</sup> まで	145円		500m <sup>3</sup> 超	140円		・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,925円			2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>超</td> <td>160円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 4,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 規定なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">3 特定環境保全公共下水道事業 ※農業集落排水事業はなし。</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,600円		1m <sup>3</sup> 超	160円		・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,000円			2 一時使用汚水分 規定なし			3 特定環境保全公共下水道事業 ※農業集落排水事業はなし。			
1 一般汚水																																																																																																													
汚水排出量	使用料																																																																																																												
基本料金 8m <sup>3</sup> まで	656円																																																																																																												
10m <sup>3</sup> まで	82円																																																																																																												
超過料金 40m <sup>3</sup> まで	126円																																																																																																												
(1m <sup>3</sup> につき) 100m <sup>3</sup> まで	148円																																																																																																												
500m <sup>3</sup> まで	169円																																																																																																												
500m <sup>3</sup> 超	190円																																																																																																												
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 2,710円																																																																																																													
2 一時使用汚水分 297円/㎡																																																																																																													
1 一般汚水																																																																																																													
汚水排出量	使用料																																																																																																												
基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,800円																																																																																																												
500m <sup>3</sup> まで	180円																																																																																																												
超過料金 500m <sup>3</sup> 超	200円																																																																																																												
(1m <sup>3</sup> につき)																																																																																																													
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円																																																																																																													
2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ																																																																																																													
※農業集落排水事業はなし。																																																																																																													
1 一般汚水																																																																																																													
汚水排出量	使用料																																																																																																												
基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,600円																																																																																																												
40m <sup>3</sup> まで	155円																																																																																																												
超過料金 100m <sup>3</sup> まで	150円																																																																																																												
(1m <sup>3</sup> につき) 500m <sup>3</sup> まで	145円																																																																																																												
500m <sup>3</sup> 超	140円																																																																																																												
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,925円																																																																																																													
2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ																																																																																																													
1 一般汚水																																																																																																													
汚水排出量	使用料																																																																																																												
基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,600円																																																																																																												
1m <sup>3</sup> 超	160円																																																																																																												
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,000円																																																																																																													
2 一時使用汚水分 規定なし																																																																																																													
3 特定環境保全公共下水道事業 ※農業集落排水事業はなし。																																																																																																													

三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金 1m<sup>3</sup>につき</td> <td>180円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 4,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 なし</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※農業集落排水事業はなし。</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,800円		超過料金 1m <sup>3</sup> につき	180円		・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円			2 一時使用汚水分 なし			※農業集落排水事業はなし。			なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1 一般汚水</th> </tr> <tr> <th>汚水排出量</th> <th>使用料</th> <th></th> </tr> <tr> <td>基本料金 8m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,650円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9m<sup>3</sup>から</td> <td>80円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過料金 (1m<sup>3</sup>につき)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m<sup>3</sup>) 3,010円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ</td> </tr> </table>	1 一般汚水			汚水排出量	使用料		基本料金 8m <sup>3</sup> まで	1,650円		9m <sup>3</sup> から	80円		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)			・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,010円			2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ				<p>新基準を創設し統一する。ただし、合併後、3年から5年を目途に統一する。</p>
1 一般汚水																																														
汚水排出量	使用料																																													
基本料金 10m <sup>3</sup> まで	1,800円																																													
超過料金 1m <sup>3</sup> につき	180円																																													
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 4,500円																																														
2 一時使用汚水分 なし																																														
※農業集落排水事業はなし。																																														
1 一般汚水																																														
汚水排出量	使用料																																													
基本料金 8m <sup>3</sup> まで	1,650円																																													
9m <sup>3</sup> から	80円																																													
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)																																														
・消費税は含まれていない。 ・参考: (25m <sup>3</sup> ) 3,010円																																														
2 一時使用汚水分 一般汚水と同じ																																														

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

415

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
22 下水道	01 公共下水道	01 公共下水道管理	09 下水道受益者負担金の額
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
市街化区域 368円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 737円/m <sup>2</sup>	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300㎡以上の旅館業等 330,000円/戸	市街化区域 783円/m <sup>2</sup> (661m <sup>2</sup> 上限) 市街化区域外 275,000円/戸	専用住宅・事業所併用住宅 150,000円/戸 集合住宅及び事業所併用集合住宅 10戸以下 200,000円 50戸以下 300,000円 50戸以上 500,000円 その他は水道メーター口径により 20mm以下 20mm以下 150,000円 25mm以下 200,000円 30mm以下 250,000円 40mm以下 300,000円 75mm以下 350,000円 76mm以上 400,000円 (複数個設置の場合は断面積換算)
三島町	山古志村	小国町	課 題
市街化区域 700円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 700円/m <sup>2</sup>		建物延床面積500m <sup>2</sup> 以下 12万円 その他 18万円	調 整 方 針 案
			現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

416

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2 下水道	0 1 公共下水道	0 1 公共下水道管理	1 0 - 1	下水道受益者負担金の規定
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 3年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 期別納付額 × 0.5 / 100 × 前納月数	1 対象者 賦課対象区域にある建物等の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 × 1 / 150 × 前納月数 (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	1 対象者 賦課対象区域にある建物等の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 供用開始時に告示し設定 下水道接続時に徴収 3 賦課年数 3年 4 賦課の期別数 2期 5 報奨金の率 (1) 一括納付に限り一律 10,000円	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 (1) 期別負担金額 × 1 / 150 × 前納月数 (2) 一括納入の場合は納入金額の2%を(1)に加算	なし	1 対象者 賦課対象区域にある土地の所有者又は受益者 2 賦課対象区域 年度当初に告示し設定 3 賦課年数 5年 4 賦課の期別数 4期 5 報奨金の率 2年目分：6%      3年目分：1.2% 4年目分：1.8%      5年目分：2.4%		長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。なお、既賦課決定した分については現行どおりとする。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。ただし、既賦課決定した分については現行どおりとする。)

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

417

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2   下水道	0 1   公共下水道管理	0 1   公共下水道管理	1 5 - 1	処理区域外の下水排除制度〔工事負担金〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
市街化区域 368円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 737円/m <sup>2</sup> (下水道受益者負担金相当額)  農業集落排水事業については、737円/m <sup>2</sup> のみ	住宅等 220,000円/戸 排水人口50人以上の事業所等 延床面積300m <sup>2</sup> 以上の旅館業等 330,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)	市街化区域 783円/m <sup>2</sup> (661m <sup>2</sup> 上限) 市街化区域外 275,000円/戸 (下水道受益者負担金相当額)  農業集落排水事業については、 275,000円/戸のみ	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
市街化区域 700円/m <sup>2</sup> 市街化調整区域 700円/m <sup>2</sup> (下水道受益者負担金相当額)	なし	一律 500,000円		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

418

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 2   下水道	0 1   公共下水道管理	0 1   公共下水道管理	1 5 - 2	処理区域外の下水排除制度〔公共汚水ます〕(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
1 公共汚水ますの設置 自己負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは市が管理	なし	1 公共汚水ますの設置 自己負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理	なし	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 公共汚水ますの設置 公費負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理  農業集落排水事業は、実施していない。	なし	1 公共汚水ますの設置 公費負担  2 施設管理 工事完了後、公共汚水ますは町が管理		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

419

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
2 2   下水道	0 1   公共下水道管理	0 1   公共下水道管理	1 2   水洗便所設備改造等工事資金融資制度(農業集落排水事業を含む)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
1 融資限度額 1戸につき一般住宅 80万円 共同住宅 150万円 2 償還期間 36か月以内 3 融資利率 年2.00% 4 融資対象者 (1) 改造等工事に係る建築物の所有者又は当該建築物の所有者の同意を得た使用者。 (2) 下水道事業受益者負担金、市税及び国民健康保険料を滞納していない者。 (3) 独立の生計を営み、融資を受ける資金の償還能力を有している者。 5 融資対象工事 (1) くみ取り便所の水洗化工事 (2) し尿浄化槽の廃止工事 (3) 前記工事に付随する排水設備等工事 6 取扱金融機関 郵便局を除く市内の金融機関 7 平成15年度新規融資件数 17件(公共下水道) 4件(農業集落排水事業)	なし	なし	1 融資限度額 1戸につき 80万円 2 償還期間 5年(60か月)以内 3 融資利率 3年以内 年2.00%(固定) 3年超え 年2.50%(固定) 4 融資対象者 (1) 排水設備の設置義務者で、工事費を一時負担することが困難であると認められる者。 (2) 町税及び国民健康保険料を滞納していない者。 (3) 下水道受益者分担金の6分の1(第1期分)以上を納入している者。 5 融資対象工事 (1) くみ取り便所の水洗化工事 (2) し尿浄化槽の廃止工事 (3) 前記工事に付随する排水設備等工事 6 取扱金融機関 北越銀行寺泊支店 新潟県信用組合寺泊支店 新潟大栄信用組合寺泊支店 7 平成15年度新規融資件数 1件(特環公共下水道)
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	なし	なし	調整方針案 長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。 )